

規程第13号

(目的)

第1条 「公益社団法人常滑市シルバー人材センター安全・適正就業委員会」(以下「委員会」という。)は、会員の健康と就業上(就業先等との往復の途上を含む。以下同じ。)の安全を的確に推進することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討し推進する。

- (1) 会員が健康で安全に就業するための実施計画の策定に関する事。
- (2) 会員の就業上の事故分析とそれに伴う事故防止対策の樹立に関する事。
- (3) 労働関係法令等の遵守及び会員等への周知に関する事。
- (4) 安全就業に関する会員への教育に関する事。
- (5) その他、会員の健康及び安全就業に必要な事項。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事 1～2名
- (2) 事務局(安全就業推進員) 1名
- (3) 会員 4名
- (4) その他学識経験者等、会長が必要と認めた者

2 委員は会長が委嘱する。

3 委員会に、委員長・副委員長を置き、委員の中から互選する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、最低年2回開催するものとし、その他は、委員長が必要と認めた場合に開催する。

2 委員会の運営は、委員長が当たる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(委員会の役割)

第7条 委員長は、委員会の検討結果を理事会に報告するものとする。

2 委員長は、委員会において検討の結果、比較的軽易なものについては、事務局長に意見を具申することができる。

3 委員会は、必要に応じて会員に対する巡回指導等を実施し、安全就業の徹底を図るものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成6年10月18日から施行する。
- 2 この委員会の設置当初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成8年度第1回通常総会の開催の日までとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。